

差別に関する苦情は次の機関に同時に提出していただけます：

- U.S. Department of Health & Human Services, Region IX
Office for Civil Rights
90 7th Street, Suite 4-100
San Francisco, CA 94103-6705
(*Financial & Medical Assistance*)
- U.S. Department of Agriculture
Director OCR, Room 326-W, Whitten
1400 Independence Avenue, SW
Washington, D.C. 20250-9410
Phone: (202) 720-5964
(*Supplemental Nutrition Assistance Program-SNAP*); OR
- U.S. Department of Agriculture
Regional Office
90 7th Street, Ste. 10-100
San Francisco, CA 94103
(*Supplemental Nutrition Assistance Program - SNAP*)
- U.S. Department of Education
Region IX, Office of Civil Rights
915 Second Avenue, #3310
Seattle, WA 98174-1099
(*Vocational Rehabilitation Services*)
- U.S. Department of Justice
Office for Civil Rights
810 7th Street, NW
Washington, D.C. 20531
(*Youth Services*)
- U.S. Department of Housing and Urban Development
Office of Civil Rights
451 7th St., SW
Washington, D.C. 20410
(*Housing/HPHA*)

本方針の原則

公平なサービス機会に関わるこの基本方針は、Title VI of the Civil Rights Act of 1964; Title VIII of the Civil Rights Act of 1968; Title IX of the Education Amendment of 1972; Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973; Title II of the Americans With Disabilities Act of 1990 の範囲内で、改正内容どおりに、およびハワイ州の改訂法令に従って、申請されなければなりません。

ご質問

ヒューマンサービス省の人権擁護スタッフまで、書面、Eメール、または電話でお問い合わせください：

Civil Rights Compliance Office
Queen Liliuokalani Building
P. O. Box 339
Honolulu, Hawaii 96809-0339

電話： 586-4955
TTY： 586-4950
ファックス： 586-4990

Eメール： gwatts@dhs.hawaii.gov

JULY 2014

DHS 050 JPN



Department of Human Services

ACCESS HAWAII

アクセス・ハワイ

あなたの権利と当方の責任範囲について

人権に関するパンフレット

別のフォーマットをご希望の場合は、お電話ください：

586-4955

Japanese

DHSの方針

ヒューマンサービス省 (DHS) は、全ての個人に、人種、皮膚の色、出身国、年齢、障害、性別、宗教に関わらず、およびその他の連邦法ならびに州法によって定期的に改正される内容によって保護される範囲において、DHSのプログラム、アクティビティ、およびサービスに参加する機会を公平に提供する義務があることを方針としています。

この方針は、DHSとの契約またはその他によって州または連邦の資金を受け取る全ての組織区分、機関、および/または委員会ならびに組織に適用されます。

州および連邦によって資金援助を受けているプログラムは、いかなる特定の人物またはグループに対しても、サービスおよび/またはプログラムへの参加を拒否する結果とならないように計画され、および運営されなければなりません。

差別

差別には明白および微妙なものを含めて様々なかたちがあり、これは個人やグループがサービスに公平にアクセスできるような機会に不利な影響を与えることがあります。例としては以下が含まれます：

- サービスを受ける資格があるかどうか見定める過程で、個人によって異なった対応を行うこと；

- サービスへの公平なアクセスをもたらさないような別のサービスや異なる対応を個人に提供すること；
- 英語力が限られる、または全く英語が話せない個人に通訳を提供することを怠ること、または聴覚障害または言語障害のある個人に手話の通訳を提供することを怠ること；および
- 特定のグループに対して有害な影響のあるサービスを設定すること。

職員の責任

職員はDHSの公平なサービスを受ける機会に関する方針（2003年4月10日）の導入に責任を持ちます。これには以下が含まれますが、これらに限られるわけではありません：

- 全ての個人に平等かつ丁重に対応する；および
- 公平なサービスを受ける機会に関する権利；無料の通訳サービス；人権が侵されたと感じたときに差別に関する苦情を提出する；および/または、不公平な扱いを受けたと感じた時に、内部苦情を提出することについて、人々に知らせる。

サービスへの公平なアクセスを提供しようとするDHSの目的を故意に妨げようとする職員は、該当する労働協約に従った懲戒処分の対象となります。

プログラム管理者は、サービスの対象となる住民のニーズを、言語、文化および身体的なアクセス性を考慮に入れて決定する責任を持ちます。プログラム管理者は、これらのニーズに一致し、かつ法律に従ったプログラムの設計にも責任を持ちます。

スーパーバイザーは、スタッフが全てのクライアントに平等かつ公平に対応する責任があることを認識させ、特別なニーズのある人々に援助を提供する責任を持ちます。スーパーバイザーは、クライアントが持つ差別のないサービスを受ける権利について、クライアントが知っていることを確認します。

差別に関する苦情の処理

保護の対象となる要因に基づいて差別を受けたと感じる人々は、差別に関する苦情を申し立てることができます（DHSフォーム6000&6006）。該当する連邦および州の機関に、指定期間中において、同時に苦情を提出することができます。

書面による公式な差別に関する苦情の申し立ては、次に提出してください：

Department of Human Services
Personnel Office
Civil Rights Compliance Staff
P.O. Box 339
Honolulu, Hawaii 96809-0339

Eメール： gwatts@dhs.hawaii.gov
ファックス： (808) 586-4990